

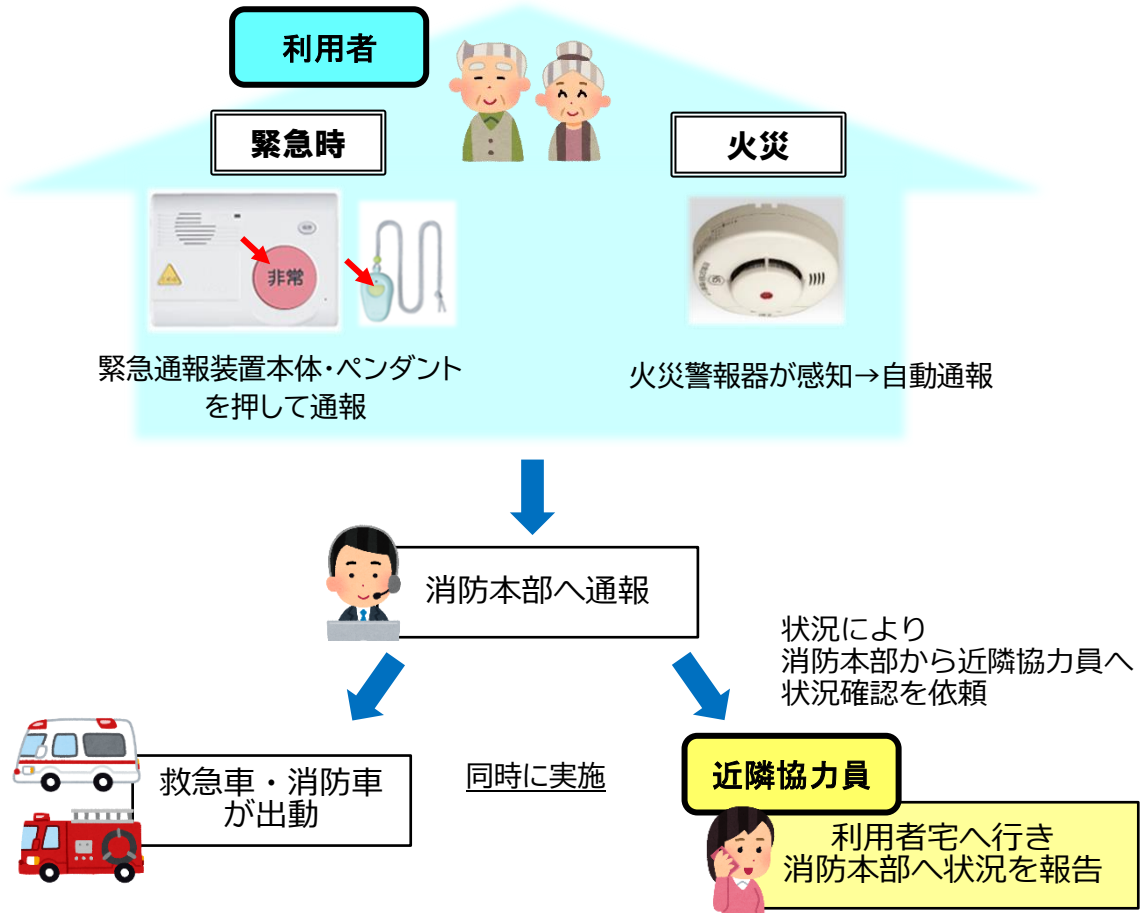
利用には電話回線(固定電話)が必要です

緊急通報システムについて

豊岡市 高年介護課

1 緊急通報システムのしくみ

緊急通報機器を利用者に貸与します。機器を通じて消防本部に通報され、近隣協力員による状況確認及び救急車・消防車の出動を行います。



近隣協力員になれる方へ

- (1) 近隣協力員の主な役割は、利用者宅へ駆け付け、状況を確認し、消防へ報告することです。場合によっては、消防から応急手当等を指示されることもあります。消防の指示に従って対応してください。
- (2) 利用者宅へ駆け付ける際は、鍵を預かっておられる方は必ず持参してください。鍵を預かっておらず入室できない場合は、住宅の一部を壊して入室していただく場合もあります。利用者からの確認書によって修復責任を問わないこととなっています。
- (3) 消防からの状況確認依頼は、時間を問わず電話が入りますので、ご理解の上ご協力をお願いいたします。
- (4) 近隣協力員の対応時の事故に備えて、ボランティア保険に市の負担で加入します（親族が近隣協力員になる場合を除く）。事故があった場合は、裏面の問合せ先までご連絡ください。
- (5) 協力員を交代するときは、変更届が必要です（区長や民生委員等の任期終了＝協力員終了ではありません）。

2 対象者

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 身体障害者のうち、緊急事態に対応できない者

3 近隣協力員の確保

- ・5分程度で利用者宅へ駆け付けられる近隣協力員が3名必要です。利用者が近隣協力員を確保した上で申請してください。
- ・利用者は、迅速な対応のため、基本的に近隣協力員のうち1名以上に鍵を預けてください。鍵がない場合には、住宅の一部を壊して住宅内へ立ち入ります。利用者は、「緊急通報システム利用確認書」をご確認いただき、近隣協力者・関係機関に修復責任を問わないことを了承の上で申請してください。

4 利用者負担

- ・機器設置費用（火災警報器は除く）の半額：6,000円程度 ※年度ごとに金額の変更があります。
- ・機器の使用にあたって必要な電気料、電話の通信料、修繕費、撤去費。（修繕費、撤去費については必要な場合のみです。） ※機器の貸与料は無料です。

5 申込手続き

下記の書類を、高年介護課 又は 各振興局市民福祉課に提出してください。

- (1) 緊急通報システム利用申請書 ※担当民生委員の意見が必要です。
- (2) 緊急通報システム利用確認書
- (3) 緊急通報システム機器貸借契約書（2部）

《申込後の流れ》 機器設置工事までに1か月程度かかります。

- ① 高年介護課から利用決定の通知が届きます。
- ② 機器設置業者から工事の日程調整の電話が入ります。
- ③ 機器設置工事を実施。
- ④ 高年介護課から納付書が届きますので、初期設置費用をお支払いください。

6 返却 ※緊急通報機器は貸与品ですので、市へ返却が必要です。

施設入所、転出、お亡くなりになった場合は、利用終了となります。機器（緊急通報装置本体・ペンダント・火災警報器）の返却が必要です。ご家族等で機器を取り外していただき、高年介護課又は各振興局市民福祉課に返却してください。

《問合せ先》

豊岡市 健康福祉部 高年介護課（〒668-0046 豊岡市立野町 12-12）

電話：0796-29-0055 FAX：0796-29-3144

※申込手続き・返却は、各振興局市民福祉課でも可

